

東京都中小企業制度融資「災害復旧資金融資」（令和7年台風第22号、第23号関連）
に係る利子補給金交付要綱

制 定 令和7年12月18日 7産労金第870号
改 定 令和8年3月30日 7産労金第1217号

（目的）

第1条 本要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京都中小企業制度融資「災害復旧資金融資」（令和7年台風第22号、第23号関連）（以下「融資」という。）を受けた中小企業者等（以下「借受者」という。）に対し利子補給金を交付することについて、東京都中小企業制度融資要項（以下「融資要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（交付対象者）

第2条 利子補給金の交付対象者は、令和7年12月18日から令和9年3月31日までの間に、融資申込受付機関に対し、信用保証委託申込書を提出（以下「融資申込」という。）した借受者であって、第5条の規定による交付の申請を行った借受者とする。

（利子補給金）

第3条 利子補給金の交付対象利息は、次表に掲げるとおりとする。

<令和7年12月18日から令和8年3月31日までの間に融資申込を行った場合>

利率区分	融資総額	利子補給金の交付対象利息
全部保証利率 (責任共有対象外)	1億5,000万円以下	固定金利年率1.27%相当分
	1億5,000万円超	対象外
責任共有利率	1億5,000万円以下	固定金利年率1.47%相当分
	1億5,000万円超	全部保証利率との金利差（年率0.2%）相当分

<令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に融資申込を行った場合>

利率区分	融資総額	利子補給金の交付対象利息
全部保証利率 (責任共有対象外)	1億5,000万円以下	固定金利年率1.44%相当分
	1億5,000万円超	対象外
責任共有利率	1億5,000万円以下	固定金利年率1.64%相当分
	1億5,000万円超	全部保証利率との金利差（年率0.2%）相当分

2 前項の利子補給金は、金銭消費貸借契約に定める内容のとおり返済がされた場合の融資残高を利息計算の元本として、「両端」、「後取り」、「付利単位1円」、「365日日割り」、「利払基準日（休日の場合の取扱いについては、金融機関ごとに設定する）＝約定返済日の毎月の応当日、初回・最終回返済日又は補給対象期間の最終日」、「利払周期1か月」の条件で算出し、原則として1円未満の端数は切り捨てる。なお、利払基準日とは、利子補給金の交付対象利息の計算を行う基準日のことを指し、約定返済日とは、別に規定する場合を除き、第5条第2項の規定による融資実行通知書の毎月償還日欄に記載された日付のことをいうものとする。ただし、期日一括返済で、融資実行通知書に毎月償還日の記載がない場合は、最終回返済日の毎月の応当日を利払い基準日とし

て取り扱うものとする。

3 取扱金融機関は、利子補給金の交付対象利息を、借受者から徴収してはならない。

(交付対象期間)

第4条 利子補給金の交付対象期間は、融資を実行した日から融資の最終履行期限が到来する日までの間とする。ただし、次表左欄に掲げる事由が生じたときの交付対象期間の最終期限は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

第7条に規定する、利子補給金の交付の辞退があったとき	第7条第1項に規定する 辞退届に記載の辞退日まで
第8条第4項に規定する、履行期限の到来していない債権の繰上償還があったとき	—
1 債権全部について繰上償還	全額繰上償還のあった日
2 債権の一部について繰上償還 (毎月の償還元金を変更せず、当初の最終履行期限を繰り上げるとき)	一部繰上償還のあった後における最終履行期限
3 債権の一部について繰上償還 (毎月の償還元金を減額して、当初の最終履行期限を変更しないとき)	当初契約の最終履行期限
第10条第1項の規定により利子補給金の交付の取消しがあったとき	—
1 第1号から第3号の規定について	事業を継続しなくなった時点又は都外に移転した時点若しくは期限の利益喪失時点
2 第3号から第5号の規定について	全部又は一部の利子補給金の取消し
第10条第2項の規定により利子補給金の交付の取消しがあったとき	全部又は一部の利子補給金の取消し
第12条第1項に規定する、履行延期があったとき	当初契約の最終履行期限

(交付の申請)

第5条 借受者は、利子補給金の交付を申請するときは、利子補給金交付申請書(第1号様式)を作成し、利子補給金の交付対象となる融資の償還予定表の写しとともに、融資を受けた日から1か月以内に取扱金融機関に提出する。

2 取扱金融機関は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書と融資実行通知書(第2号様式)を速やかに都に提出する。

(交付決定及び通知)

第6条 都は、前条の申請に対する審査の結果、利子補給金を交付することに決定したときは利子補給金交付決定通知書(第3号様式)により、交付しないことに決定したときは利子補給金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請を行った借受者に通知する。

2 都は、前項の決定を行ったときは、利子補給金交付決定通知書又は利子補給金不交付決定通知書の写しを取扱金融機関に送付する。

(交付決定後の辞退)

第7条 利子補給金の交付決定を受けた借受者が、利子補給金の交付を辞退するときは、辞退届（第5号様式）を作成し、速やかに取扱金融機関に提出する。

2 取扱金融機関は、前項の届け出が提出されたときは、内容を確認の上、速やかに都に提出する。

3 都は、前項の規定による届け出を受理したときは、辞退届受理通知書（第6号様式）により、届け出を行った借受者に通知し、辞退届受理通知書の写しを取扱金融機関に送付する。

(交付の手続き)

第8条 都は、第6条第1項の規定により交付決定した利子補給金について、次項から第5項までに定める手続きにより、借受者が融資を受けている取扱金融機関に対し交付する。

2 都は、第3条第1項及び第2項の規定により、毎月の利子補給金額を算出し、これに基づき各借受者の利子補給台帳を作成するものとする。

なお、第12条の返済方法の変更等により借受者の支払利子が増加した場合でも、当該台帳に定める利子補給金額は増額しないものとする。

3 都は、各借受者に係る第1回返済日から半年経過するごとの利子補給金額を確認するため、当該対象期間の最終月の末日までに利子補給金額等調査書（第7号様式及び第8号様式）を作成し、取扱金融機関に送付する。取扱金融機関は、当該調査書に記載された利子補給金額を確認し、翌月12日（同日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに当該調査書を都に返送する。

4 取扱金融機関は、借受者から融資残高の全部又は一部の繰上償還を受けたときは、前項の調査書に加え、繰上償還報告書（第9号様式又は第9号の2様式）を都に提出する。また、都は、当該繰上償還額に係る利子補給金を減額して交付する。

5 都は、第3項の調査書により確認した利子補給金額について、当該調査書が返送された月の翌月末日までに、借受者が融資を受けた取扱金融機関が指定する口座に振り込むことにより交付する。取扱金融機関は、利子補給金を受給するための振込口座を指定するときは、東京都会計事務規則（昭和39年3月31日東京都規則第88号）で定める支払金口座振替依頼書により通知する。

(継続交付)

第9条 都は、利子補給金の交付対象となる融資に係る金銭消費貸借契約に基づく借受者の債務を引き受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給金を継続して交付することができる。

(1) 借受者が個人であって、当該借受者又はその親族（親、配偶者、子、兄弟、姉妹又は孫等）を代表者として新たに設立された法人で同一事業を引き続き営むとき。

(2) 借受者の親族（親、配偶者、子、兄弟、姉妹又は孫等）で、借受者と同一事業を引き続き営むとき。

(3) 借受者が死亡した場合であって、借受者の親族（親、配偶者、子、兄弟、姉妹又は孫等）が、相続人として同一事業を引き続き営むとき。

(4) 借受者が法人であって、法人が組織変更の議決により、経営形態の異なる法人に組織を変更した場合で、変更前の代表者と変更後の代表者が同一の法人であるとき。

- (5) 借受者が法人を解散し、経営形態の異なる法人を新たに設立した場合で、変更前の代表者と変更後の代表者が同一の法人であるとき。
- (6) 借受者が法人であって、当該法人が合併して同一事業を引き続き営む場合で、旧法人の代表者と新法人の代表者が同一の法人であるとき。
- 2 借受者は、利子補給金を継続して受けようとするときは、利子補給金継続交付申請書（第 10 号様式）を取扱金融機関に提出する。

なお、借受者の死亡によりその相続人が債務を相続して営業を継続するときは相続届（第 11 号様式）を、法人が組織を変更し営業を継続するときは組織変更届（第 12 号様式）を、それぞれ取扱金融機関に提出する。
- 3 取扱金融機関は、前項の申請書又は届け出が提出されたときは、内容を確認の上、速やかに都に提出する。
- 4 都は、本条第 2 項及び第 3 項の規定による申請事項を承認したときは、利子補給金継続交付承認書（第 13 号様式）により借受者に通知し、利子補給金継続交付承認通知書（第 14 号様式）により取扱金融機関に通知する。

（交付の取消し）

- 第 10 条 都は、借受者（前条第 1 項各号に該当する者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。
- (1) 利子補給金の交付を申請したときに実施していた事業を継続しなくなったとき。
 - (2) 利子補給金の交付対象となる融資に係る金銭消費貸借契約に基づく償還期限の利益を喪失したとき。
 - (3) 都外に移転したとき。（東京都内の事業所（個人事業者は事業所又は住居）がなくなったとき。）
 - (4) 偽りの申込みによって融資を受け、又は偽りの申請によって利子補給金の交付決定を受けたとき。
 - (5) 利子補給金の交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従事者若しくは構成員を含む。）が、暴力団等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者。）に該当するに至ったとき。
 - (6) 前各号のほか、この要綱に定める事項に反し、又は知事の指示に違反したとき。
- 2 都は、取扱金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により、利子補給金の支払いの請求を行ったとき。
 - (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 本要綱その他法令に違反したとき。
- 3 本条第 1 項又は第 2 項の規定に該当した場合は、取扱金融機関は遅滞なく都に書面により報告を行う。
- 4 都は、利子補給金の交付を取り消すこととしたときは、利子補給金交付取消通知書（第 15 号様式及び第 16 号様式）により、借受者及び取扱金融機関に通知する。

（返還）

第11条 都は、前条第1項の規定により利子補給金の交付の取消しをする場合において、当該取消しに係る利子補給金を既に借受者に交付しているときは、借受者に対し、利子補給金返還命令書（第17号様式）により、期限を定めてその返還を命じなければならない。また、都は、前条第2項の規定により利子補給金の交付の取消しをする場合において、当該取消しに係る利子補給金を既に借受者に交付しているときは、取扱金融機関に対し、利子補給金返還命令書（第17号様式）により、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 都は、前条第1項第3号から第5号までの規定により借受者に対して利子補給金の返還を命じたとき又は前条第2項各号の規定により取扱金融機関に対して利子補給金の返還を命じたときは、当該利子補給金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金額（その一部を納付した場合における以後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（ただし、100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

3 都は、第1項の規定により借受者又は取扱金融機関に対して利子補給金の返還を命じた場合において、借受者又は取扱金融機関がこれを同項の規定により都が指定した期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（ただし、100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

4 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（返済方法の変更）

第12条 取扱金融機関は、借受者から災害その他やむを得ない事由により、利子補給金の交付対象となる融資の返済方法の変更又は履行延期の申し出があったときは、双方が合意した上で、東京信用保証協会の承認を得て、返済方法の変更又は履行延期を行うことができる。

2 前項の場合において、取扱金融機関は、当該融資に係る金銭消費貸借契約の変更契約を締結したときは、第8条第3項に定める調査書に加え、返済方法の変更・履行延期取扱届（第18号様式）を、都に提出する。

（届出事項等）

第13条 取扱金融機関は、利子補給金の交付対象期間中に第1号に該当する事象が生じた場合は、取扱店舗変更届（第19号様式）により、第2号に該当する事象が生じた場合は、支払金口座振替依頼書により、都にその旨を届け出なければならない。

(1) 利子補給金の交付対象となる融資について、取扱店舗を変更したとき。

(2) 指定した利子補給金の支払金口座振替の振込口座を変更したとき。

2 借受者は、利子補給金の交付対象期間中に第1号に該当する事象が生じた場合には、氏名・社名・代表者・住所変更届（第20号様式）により、第2号又は第3号に該当する事象が生じた場合には、同様式に準じた書面により、取扱金融機関に提出する。

(1) 借受者の住所、氏名、名称又は代表者の変更その他重要な異動が生じたとき。

(2) 差押え、仮差押え若しくは競売の申請又は破産、民事再生法若しくは会社更生法の手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

(3) 公租公課につき差押え又は保全差押えを受けたとき。

3 取扱金融機関は、前項の届け出が提出されたときは、内容を確認の上、速やかに都に提出する。

(報告の徴収及び調査)

第 14 条 都は、本事業の適切な執行にあたり、借受者及び取扱金融機関に対し必要な報告を求め、又は都の職員をして利子補給金の交付対象となる融資に係る帳簿及びその他の書類を調査させることができる。この場合において、借受者及び取扱金融機関は、これに協力しなければならない。

(その他)

第 15 条 利子補給金の交付対象となる融資に関して、東京都が借受者に関する個人情報を本制度の適切な運用の遂行のために必要な範囲で、東京信用保証協会、融資申込受付機関、都内区市町村との間で授受する場合がある。

2 借受者及び取扱金融機関は、利子補給金の交付対象となる融資に関する書類を当該融資に関する最後の利子補給金の交付又は支払いを受けた日の属する年度の最終日から 5 年間保存しなければならない。

3 借受者及び取扱金融機関は、本要綱に規定する各種手続きのうち、都が認める場合において、電磁的な手段によることができるものとする。

附 則 (7 産労金金第 870 号)

この要綱は、令和 7 年 12 月 18 日から施行する。

附 則 (7 産労金金第 1217 号)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。